

徴収猶予・申請による換価の猶予・県税の減免

納期限までに税金を納められない次のような事情がある場合は、申請により、徴収の猶予などが認められる場合があります。管轄の県税事務所又は自動車税事務所にご相談ください。

徴収猶予の特例

次の2つの要件を両方とも満たす場合。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していること。
 - 一時に納税を行うことが困難であること。
- ※ 対象は、令和2（2020）年2月1日から令和3（2021）年2月1日までに納期限が到来する地方税に限ります。

徴収猶予

- 本人の財産について災害又は盗難にあったとき。
- 本人や家族が病気になったり、負傷したとき。
- 事業をやむを得ない理由により廃業・休業したとき。
- 事業に大きな損失を受けたとき。

申請による換価の猶予

次の2つの要件を両方とも満たす場合。（既に県税を滞納している場合、この制度は利用できません）

- 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 納税について誠実な意思を有すると認められること。

県税の減免

- 個人の事業税で、災害により事業用資産の全部又は一部に損害を受けたとき。
- 不動産取得税で、災害により滅失し、若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害の日から3年以内に取得したとき又は取得してから1年以内に災害により不動産が滅失し、若しくは損壊したとき。
- 自動車税（環境性能割・種別割）で、心身に一定の障害がある方などが代わりに自動車を使用するとき。
- 自動車税（環境性能割・種別割）で、災害により自動車が滅失し、又は損壊したとき。
- 軽油引取税で、軽油の代金などを受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき又は受け取った税金を災害により失ったとき。